

(午前 10 時 00 分 開会)

○平山伸二議長

定足数に達しておりますので、これより第 2 回大牟田・荒尾清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。御了承をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、代表者会の御決定どおり、本日一日限りと定めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者がある〕

○平山伸二議長

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に日程第 2、本定例会の会議録署名議員を指名いたします。

4 番 元山孝雄議員

10 番 塩塚敏郎議員

以上の両議員を指名いたします。

次に日程第 3、議案第 5 号 令和 6 年度大牟田・荒尾清掃施設組合一般会計補正予算から、第 10 号 財産の処分についてまでの 6 件を一括議題として、管理者に提案理由の説明を求めます。

関管理者。

〔関 好孝管理者 登壇〕

○関 好孝管理者

本日、令和 6 年度第 2 回大牟田・荒尾清掃施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいま議長から説明を求められました提出議案 6 件の概要について御説明いたします。

議案第 5 号 令和 6 年度一般会計補正予算議案につきましては、決算見込みに基づき調整いたしております。

まず、歳入につきましては、分担金及び負担金におきまして、構成団体であります大牟田市からの負担金 1,991 万 2,000 円、荒尾市からの負担金 920 万円の減額をいたし

ております。

歳出におきましては、総務費 2 4 8 万円の減額、衛生費 2, 6 6 3 万 2, 0 0 0 円の減額を行っております。

この結果、補正額は 2, 9 1 1 万 2, 0 0 0 円の減額となり、補正後の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 7 億 4, 3 1 6 万円となります。

次に、議案第 6 号 令和 7 年度一般会計予算議案の概要について御説明いたします。

令和 7 年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 9 億 6, 7 4 9 万 5, 0 0 0 円となり、令和 6 年度当初予算と比べ、1 1 億 9, 5 2 2 万 3, 0 0 0 円の増額となっております。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金におきまして、構成団体であります大牟田市から 1 0 億 3, 8 4 6 万 7, 0 0 0 円、荒尾市から 4 億 6, 5 7 9 万 7, 0 0 0 円を受け入れるものであります。

また、ごみ処理施設建設事業費の財源といたしまして、国庫補助金 2 億 4, 3 4 5 万円及び組合債 1 2 億 5 5 0 万円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものにつきましては、衛生費におきまして、ごみ処理費として 1 1 億 3, 1 4 4 万 7, 0 0 0 円、また、ごみ処理施設建設費として 1 7 億 9, 9 1 2 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、地方債につきましては、借入予定額に合わせて設定するものでございます。

続きまして、条例議案 3 件について御説明いたします。

議案第 7 号 大牟田・荒尾清掃施設組合職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法等の一部改正に伴い、関係規定その他所要の規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うものであります。

議案第 8 号 大牟田・荒尾清掃施設組合職員の勤務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、民間の育児・介護休業法の改正を踏まえ、国家公務員において人事院規則等が改正されることから、関係規定その他所要の規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うものであります。

議案第 9 号 大牟田・荒尾清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、関係規定その他所要の規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 1 0 号 財産の処分につきましては、旧ごみ処理施設である新開クリーンセ

ンターの用地を建物解体条件付不動産売買契約の締結により売却処分するものでございます。

以上が、提出議案の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、御協賛くださいますよう、お願い申し上げます。

〔関 好孝管理者 降壇〕

○平山伸二議長

お諮りいたします。

これより質疑に入るところであります。代表者会で御協議いただきましたとおり、本案についての質疑、さらには資料等に基づく詳細な説明については全員協議会をお願いいたしまして、休憩いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者がある〕

○平山伸二議長

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

しばらく休憩いたします。

(午前10時07分 休憩)

---

(午前10時59分 再開)

○平山伸二議長

それでは、本会議を再開いたします。

お諮りいたします。

議案第5号から議案第10号について、事前に討論の通告があっておりませんので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者がある〕

○平山伸二議長

御異議なしと認めます。よって、採決に入ります。

○平山伸二議長

まず、議案第5号 令和6年度大牟田・荒尾清掃施設組合一般会計補正予算について採決いたします。

議案第5号を原案どおり可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○平山伸二議長

举手全員。よって、議案第 5 号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第 6 号 令和 7 年度大牟田・荒尾清掃施設組合一般会計予算について採決いたします。

議案第 6 号を原案どおり可決することに賛成の議員は举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○平山伸二議長

举手全員。よって、議案第 6 号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第 7 号 大牟田・荒尾清掃施設組合職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

議案第 7 号を原案どおり可決することに賛成の議員は举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○平山伸二議長

举手全員。よって、議案第 7 号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第 8 号 大牟田・荒尾清掃施設組合職員の勤務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

議案第 8 号を原案どおり可決することに賛成の議員は举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○平山伸二議長

举手全員。よって、議案第 8 号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第 9 号 大牟田・荒尾清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

議案第 9 号を原案どおり可決することに賛成の議員は举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○平山伸二議長

举手全員。よって、議案第 9 号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第 10 号 財産の処分について採決いたします。

議案第 10 号を原案どおり可決することに賛成の議員は举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○平山伸二議長

挙手全員。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。

以上で、本定例会に予定されました議事をすべて終了いたしました。これにて閉会いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者がある〕

○平山伸二議長

御異議なしと認めます。

それでは、第2回定例会はこれをもって閉会いたします。

(午前11時02分 閉会)

---

以上記録第一次責任者

主査 上杉 彰子

---

地方自治法第123条第2項及び大牟田・荒尾清掃施設組合議会会議規則第36条の規定により、ここに署名する。

議長 平 山 伸 二

議員 元 山 孝 雄

議員 塩 塚 敏 郎